

## 東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定平成21年11月4日

## （目的）

第1条 東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都北多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長  
東京都知事又はその指名する者  
立川市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等  
社団法人東京乗用旅客自動車協会 会長  
社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等  
東京ハイタク労働6団体を代表する者  
東京交運労協ハイタク部会を代表する者  
自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民  
工藤芳郎(社団法人くらしのリサーチセンター)  
下谷内富士子(社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者  
太田和博(専修大学商学部教授)  
戸崎肇(早稲田大学アジア研究機構教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者  
警視庁 交通部 交通規制課長  
東京労働局 労働基準部 監督課長  
丁野朗(社団法人日本観光協会総合研究所長)  
丸山淳一(読売新聞東京本社論説委員)  
森岡治(ニッポン放送編成局編成部副部長)  
小河原克実(東京電力株式会社販売営業本部営業部部長代理)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。  
関東運輸局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシ

一車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定平成21年11月4日

## （目的）

第1条 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都南多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長  
東京都知事又はその指名する者  
八王子市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等  
社団法人東京乗用旅客自動車協会 会長  
社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等  
東京ハイタク労働6団体を代表する者  
東京交運労協ハイタク部会を代表する者  
自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民  
工藤芳郎(社団法人くらしのサーチセンター)  
下谷内富士子(社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者  
太田和博(専修大学商学部教授)  
戸崎肇(早稲田大学アジア研究機構教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者  
警視庁 交通部 交通規制課長  
東京労働局 労働基準部 監督課長  
丁野朗(社団法人日本観光協会総合研究所長)  
丸山淳一(読売新聞東京本社論説委員)  
森岡治(ニッポン放送編成局編成部副部長)  
小河原克実(東京電力株式会社販売営業本部営業部部長代理)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - 関東運輸局長が合意していること。
    - 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
    - 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
    - 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
  - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - (2) から までに掲げる要件を満たしていること。
    - 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシ

一車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。



## 東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定平成21年11月4日

## （目的）

第1条 東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都西多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長  
東京都知事又はその指名する者  
青梅市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等  
社団法人東京乗用旅客自動車協会 会長  
社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等  
東京ハイタク労働6団体を代表する者  
東京交運労協ハイタク部会を代表する者  
自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民  
工藤芳郎(社団法人くらしのサーチセンター)  
下谷内富士子(社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者  
太田和博(専修大学商学部教授)  
戸崎肇(早稲田大学アジア研究機構教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者  
警視庁 交通部 交通規制課長  
東京労働局 労働基準部 監督課長  
丁野朗(社団法人日本観光協会総合研究所長)  
丸山淳一(読売新聞東京本社論説委員)  
森岡治(ニッポン放送編成局編成部副部長)  
小河原克実(東京電力株式会社販売営業本部営業部部長代理)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。  
関東運輸局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシ

一車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

# 多摩地域（三交通圏）における タクシー事業の現況

## ・タクシー事業の現況

## 1. タクシー事業の適正化・活性化に向けた背景

### タクシー市場の供給過剰・運賃競争

タクシー需要：輸送人員の長期的な減少

タクシー供給：H14年2月「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」施行による参入規制撤廃等を契機に、過剰な輸送力の増加、過度な運賃競争へ。

### 諸問題の発生

地域公共交通機関としての機能不全

- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題、環境問題、都市問題)
- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・サービスの質の低下
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化
- ・法令違反、事故件数の増加 等...

### タクシー事業の適正化・活性化に向けた動きへ

国の動き：国交省で「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置され、WGの答申に基づきタクシー特措法制定

業界団体の動き：全タク連第三者委員会「安全・安全なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」設置、署名活動等の実施 等...

### 特定地域協議会の設置

## 2. 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)とは・・・

タクシーは、鉄道、バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であり、地域社会に密着したドア・ツー・ドアの個別輸送、観光立国に対応する観光タクシー及び高齢化社会に対応する福祉輸送等あらゆる側面を持ち、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、なおかつ柔軟に対応することができる乗り物である。

### 一般タクシー

流し、駅待ち及び無線等により利用者の対応をするタクシー



### 個人タクシー

優秀適格者のみ許可され、高水準のサービスを提供するタクシー



### 乗合タクシー

乗合バス等では対応が困難な地域や時間帯等において足の確保を行うタクシー・デマンドタクシー等



### 観光タクシー

定まっている観光ルートを低運賃にて周遊することができるタクシー



### 福祉タクシー

身体障害者及び高齢者等のニーズにあわせ、車イスや寝台のまま乗ることができるタクシー





## 3. タクシー事業に関する現行制度の概要

### 参入面等（特定地域）

#### 新規参入（営業区域ごとの許可）

- ・輸送の安全確保に必要な体制・能力の審査（例：車庫・休憩仮眠施設、教育・指導体制等）
- ・事業を適確に遂行するに足る能力の審査（例：資金計画、法令知識、損害賠償能力、最低保有車両数等）
- ・欠格事由（過去2年以内に事業許可の取消処分を受けていること等）に該当しないこと

#### 事業計画の変更（営業区域の拡大・増車等：認可、減車等：事前届出）

著しく供給過剰となった場合の緊急調整措置（新規参入、増車を停止）

### 運賃面

#### 認可制（運用として上限規制）

- ・能率的な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること（総括原価主義）
- ・特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ・他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないこと

### 事業運営面

#### 組織体制

- ・運行管理者の選任
- ・整備管理者の選任
- ・運輸安全マネジメントの実施

#### 運転者

- ・運転者の選任に当たっての諸規制（研修の義務付けなど）

#### 運行

- ・点呼の義務付け
- ・運転者の拘束時間の制限
- ・運行記録計による速度等の記録義務付け

#### 輸送サービス

- ・運送約款（認可制・標準約款制）
- ・区域外運送の禁止（発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客運送の禁止）

### 運送引受義務

タクシー事業者は一定の場合（公序良俗に反する場合、天災の場合等）を除き、運送の引受けを拒絶してはならない。

## ・多摩地区のタクシー事業の現況

## 1. 多摩地区三交通圏の特徴

### 【北多摩地区】

- ・平成21年9月末で、41事業者、車両数1,908両、個人タクシー189両
- ・東京23区に隣接しており、東京都の中央に位置している
- ・京王線、中央線、西武線等の各駅構内を中心として、駅待ち、つじ待ちの中心地域のタクシーサービスとなっている
- ・駅から自宅への送迎や、自宅からの病院などへの送迎がメインとなっており、無線配車比率が30～50%となっている

### 【南多摩地区】

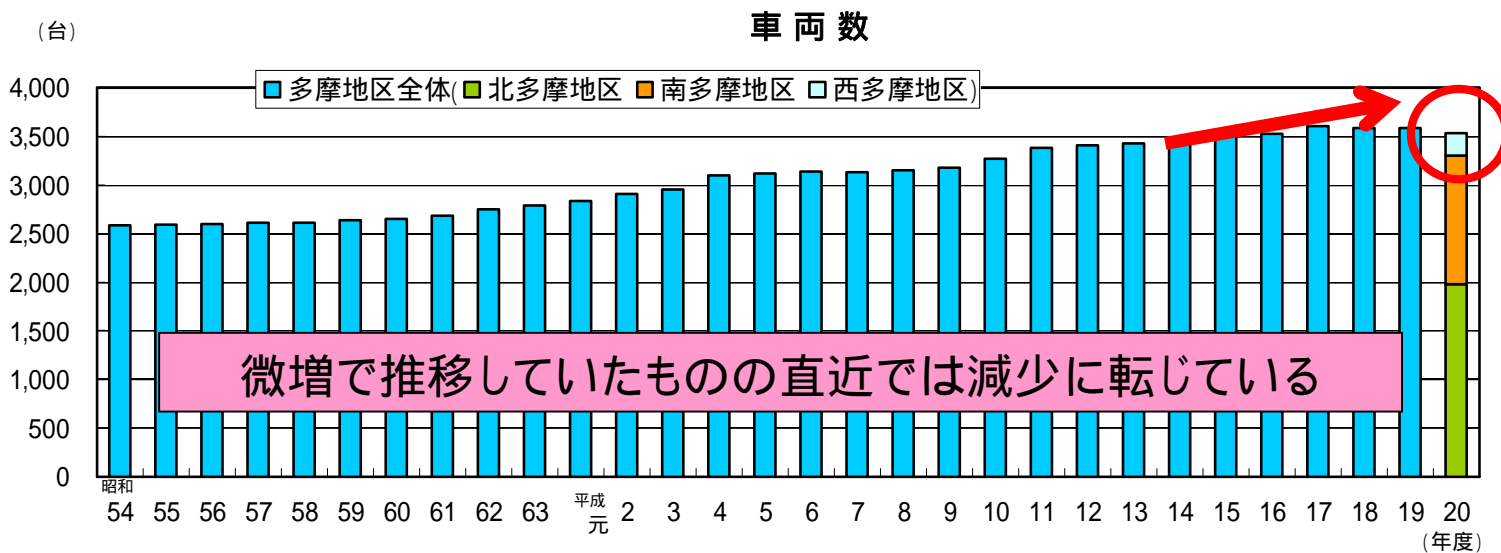
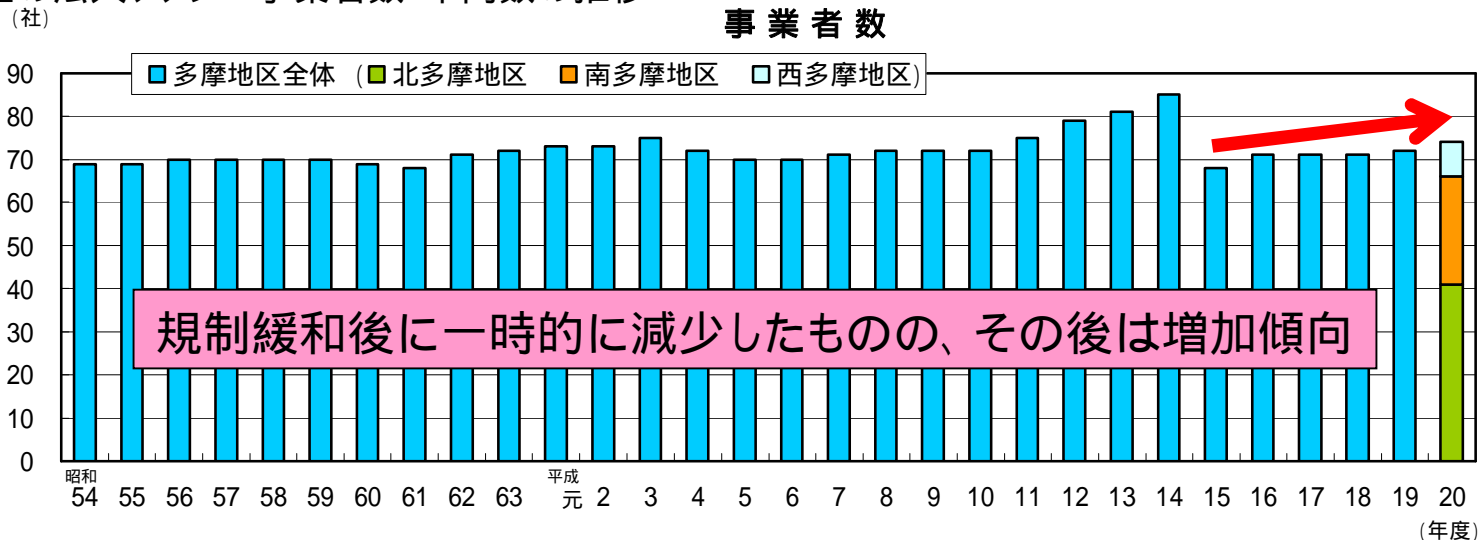
- ・平成21年9月末で、25事業者、車両数1,278両、個人タクシー296両
- ・東京の南に位置しており、ニュータウン開発時に、発達してきた地域と、繊維産業などで発達した人口54万人の八王子市を中心としている
- ・小田急線、京王線、中央線等の各駅構内を中心として駅待ち、つじ待ちの中心地域のタクシーサービスとなっている
- ・駅から自宅への送迎や、自宅からの病院などへの送迎がメインとなっており、無線配車比率が30～50%となっている

### 【西多摩地区】

- ・平成21年9月末で、8事業者、車両数230両、個人タクシーは許可されていない
- ・青梅線、五日市線、八高線主要駅等の各駅や車庫待ちを中心としたタクシーサービスとなっている
- ・観光タクシー運賃が認可されている

## 2. 多摩地区のタクシー事業者数・タクシー台数の推移

多摩地区の法人タクシー事業者数・車両数の推移



資料: 関東運輸局調べ

### 3. 東京都多摩地区の事業者数・車両数

法人はともに減少

平成14年3月末

平成21年9月末

	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
北多摩地区	50	2,014	122	2,136
南多摩地区	27	1,274	221	1,495
西多摩地区	8	251	0	251
多摩地区計	85	3,539	343	3,882



	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
北多摩地区	41	1,908	189	2,097
南多摩地区	25	1,278	296	1,574
西多摩地区	8	230	0	230
多摩地区計	74	3,416	485	3,901

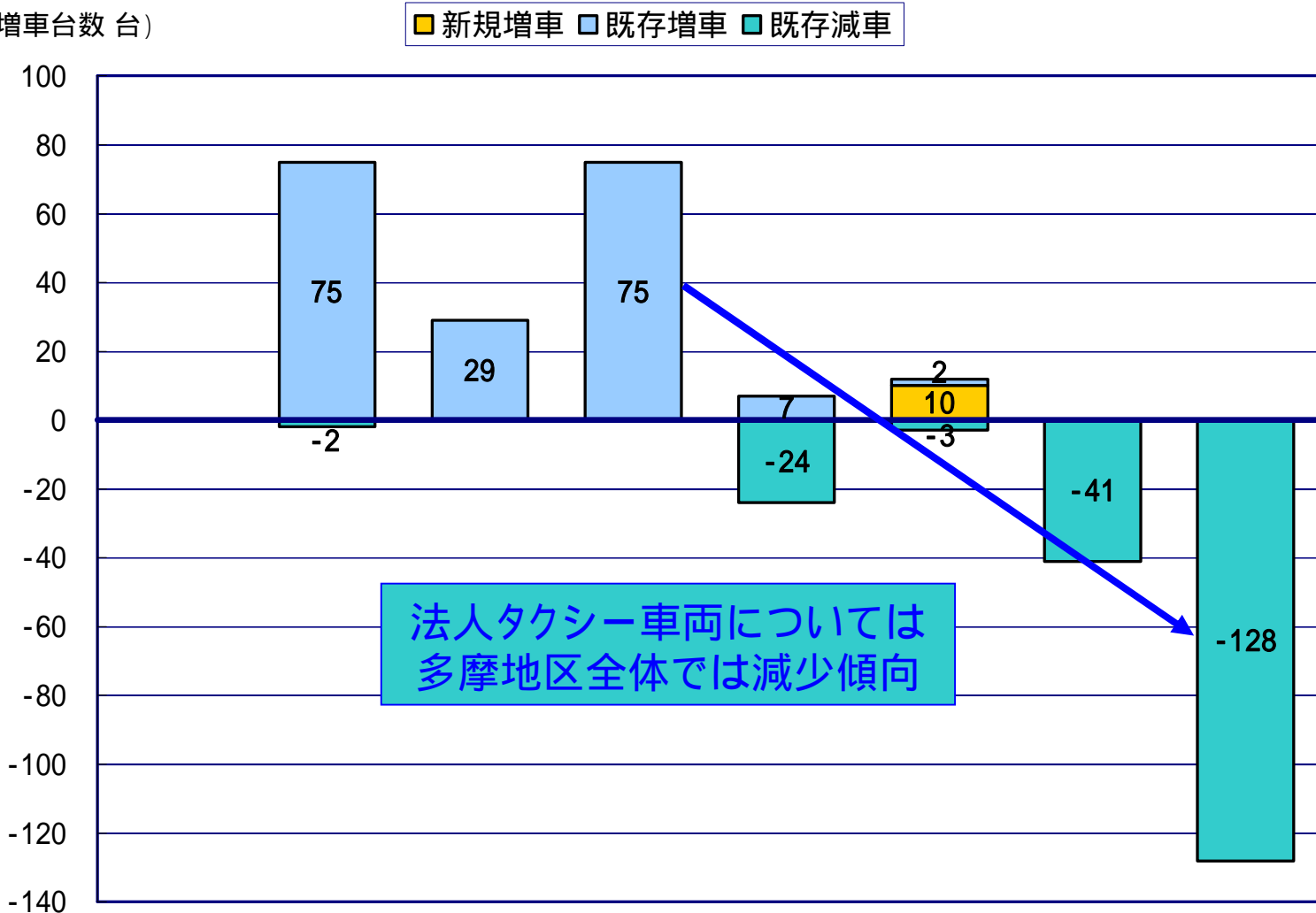
個人タクシー増加により多摩地区全体では車両増



資料: 関東運輸局調べ

## 4. 法人タクシーの増・減車台数の推移 多摩地区全体

(増車台数 台)



平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年9月30日

台数0台

台数73台

台数29台

台数75台

台数-17台

台数9台

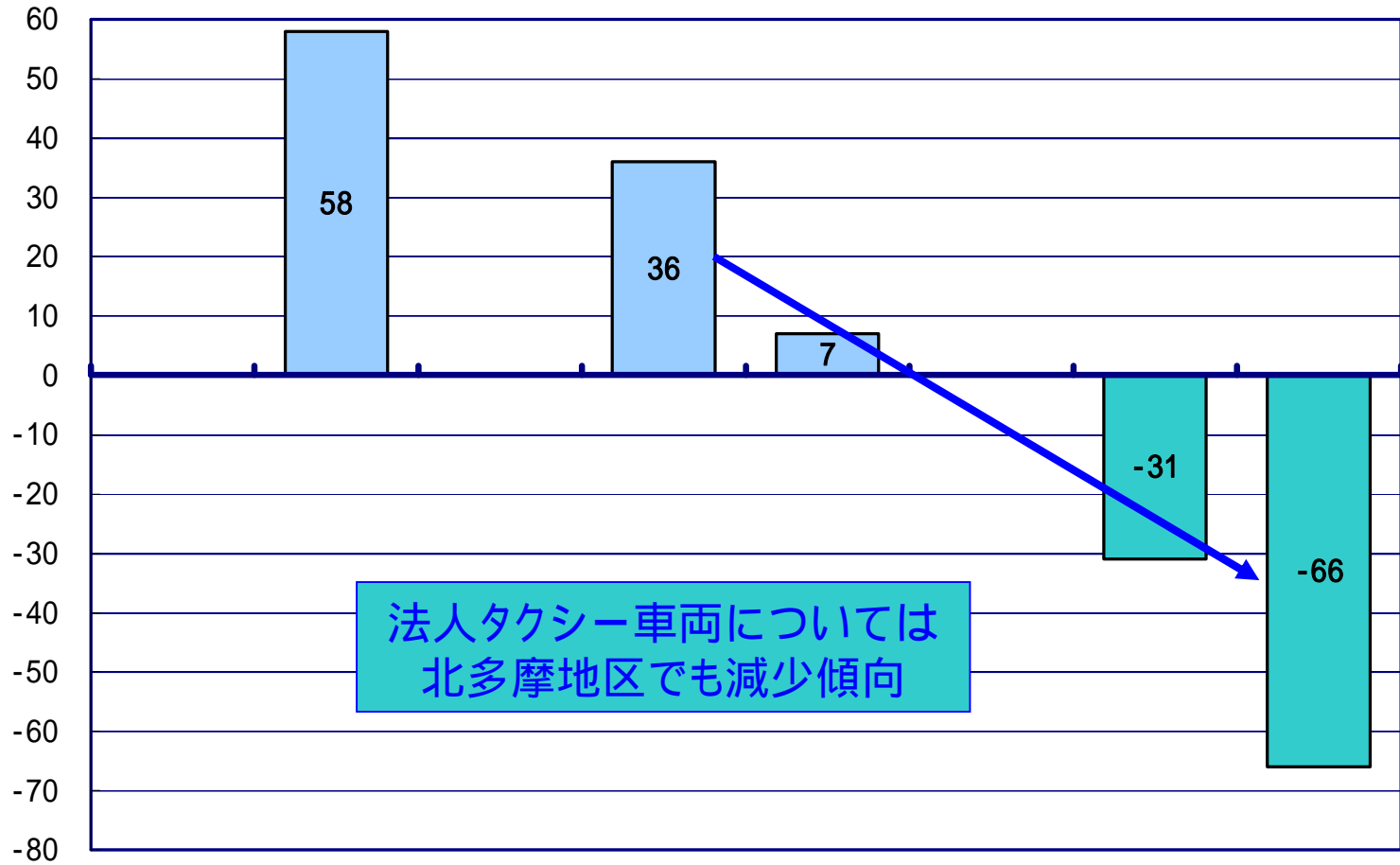
台数-41台

台数-128台

# 北多摩地区

(増車台数 台)

■ 新規増車 ■ 既存増車 ■ 既存減車



法人タクシー車両については  
北多摩地区でも減少傾向

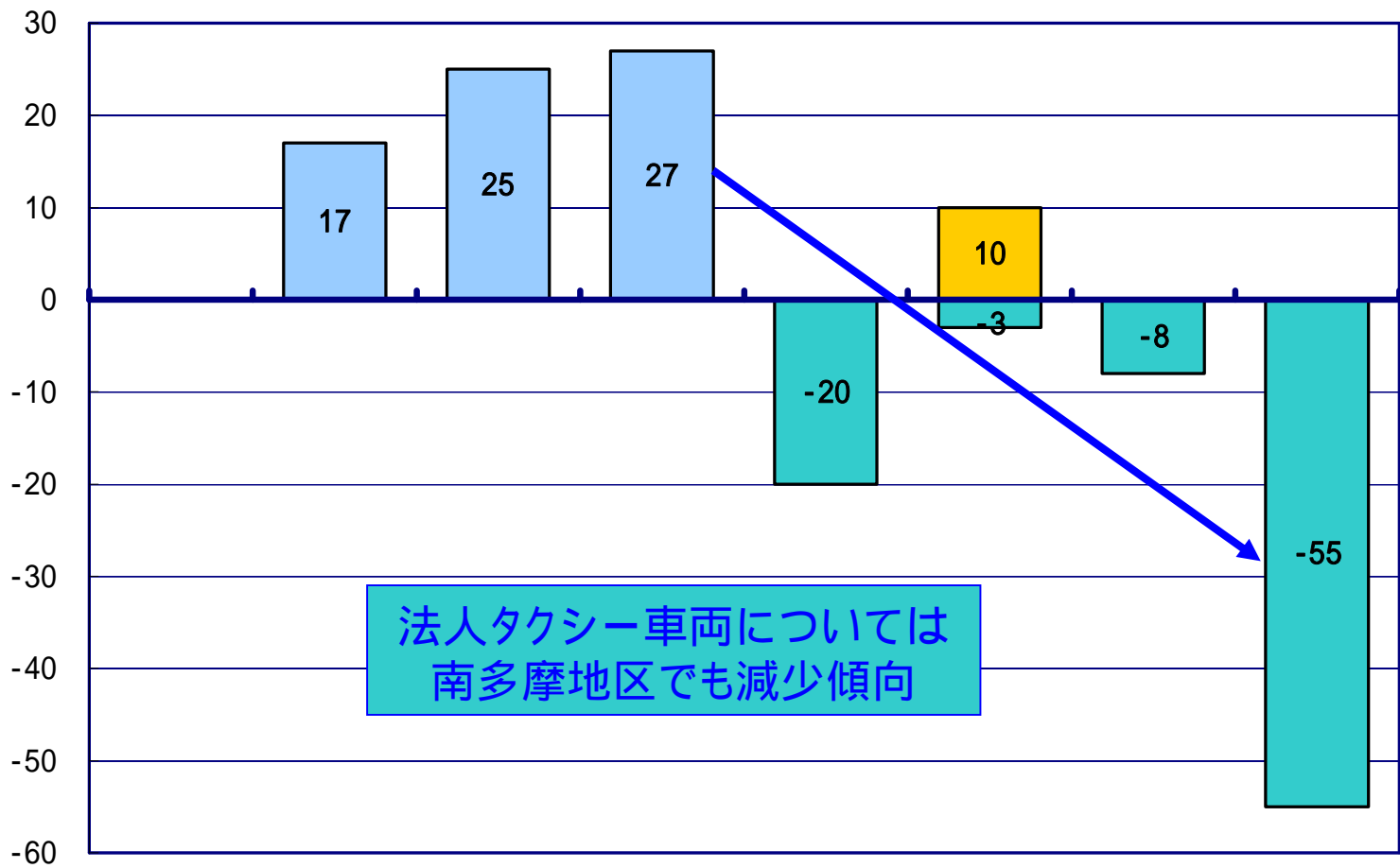
平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年9月30日  
台数0台 台数58台 台数0台 台数36台 台数7台 台数0台 台数-31台 台数-66台

資料: 東京運輸支局調べ

# 南多摩地区

(増車台数 台)

■ 新規増車 ■ 既存増車 ■ 既存減車



法人タクシー車両については  
南多摩地区でも減少傾向

平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年9月30日

台数0台

台数17台

台数25台

台数27台

台数-20台

台数7台

台数-8台

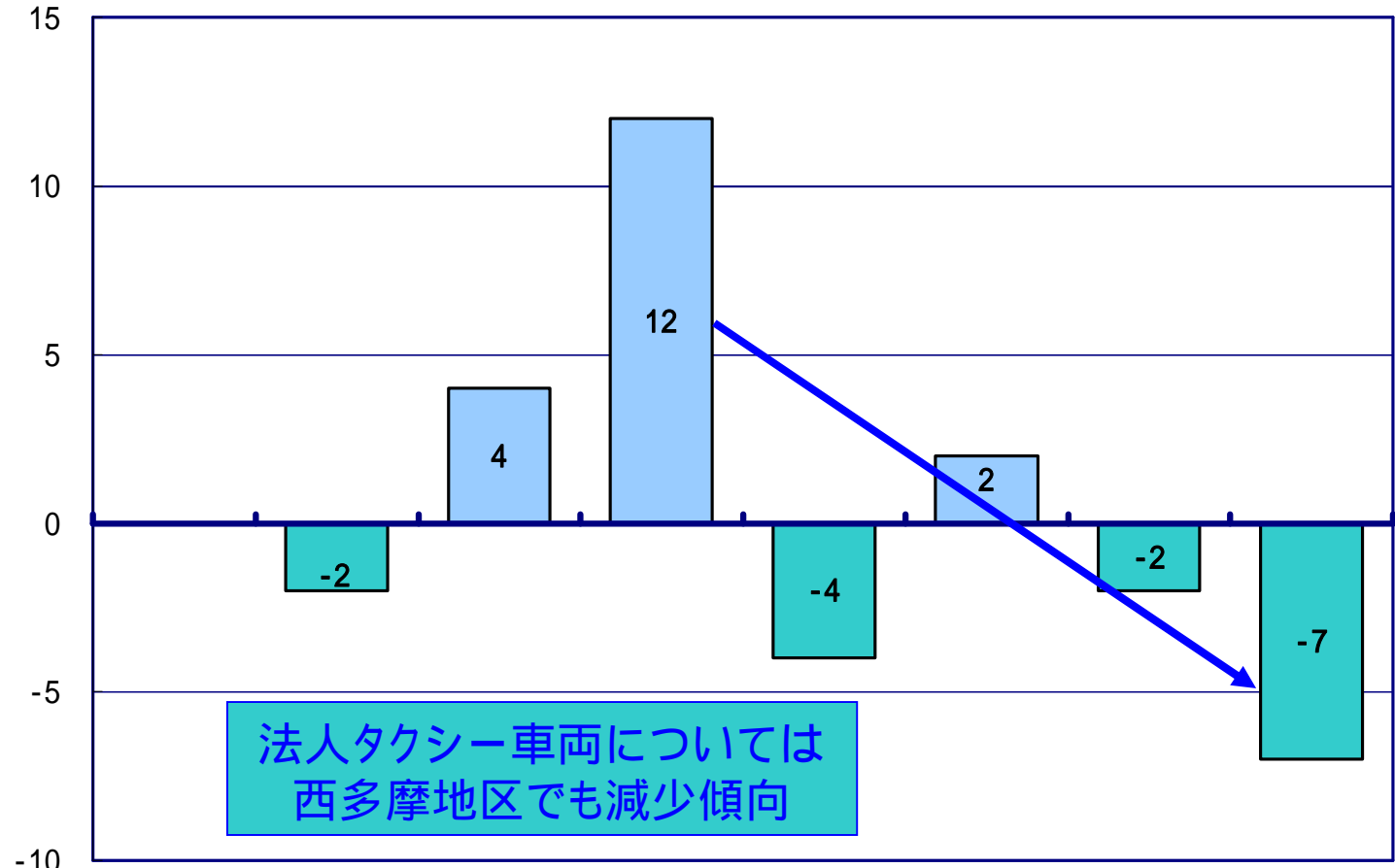
台数-55台



# 西多摩地区

(増車台数 台)

■ 新規増車 ■ 既存増車 ■ 既存減車



法人タクシー車両については  
西多摩地区でも減少傾向

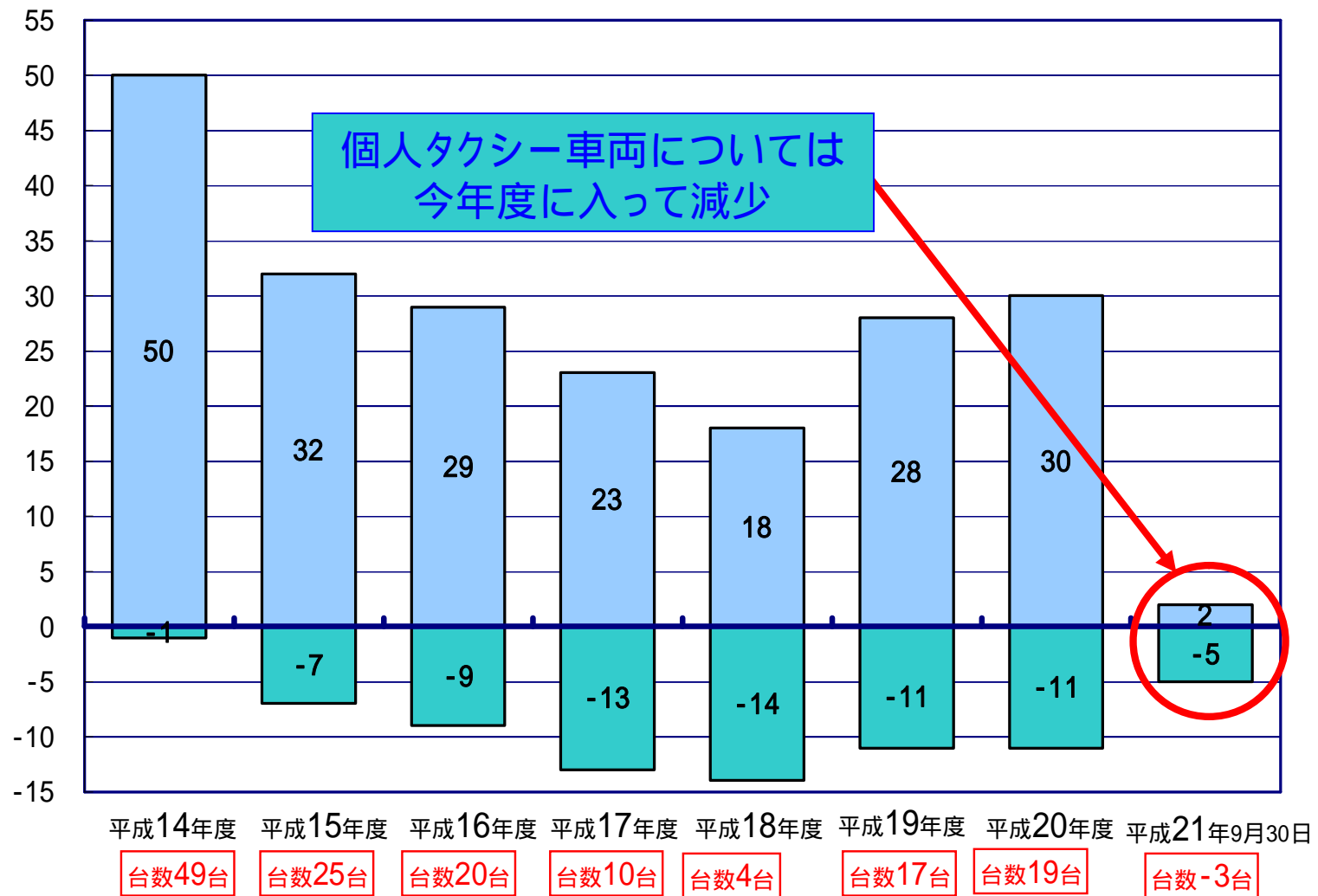
平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年9月30日  
台数0台 台数-2台 台数4台 台数12台 台数-4台 台数2台 台数-2台 台数-7台

資料:東京運輸支局調べ

## 5. 個人タクシーの増・減車台数の推移(多摩地区)

(増車台数 台)

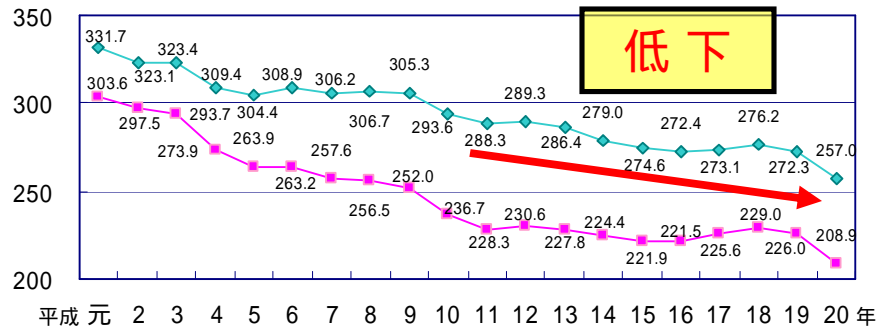
□増加 □減少



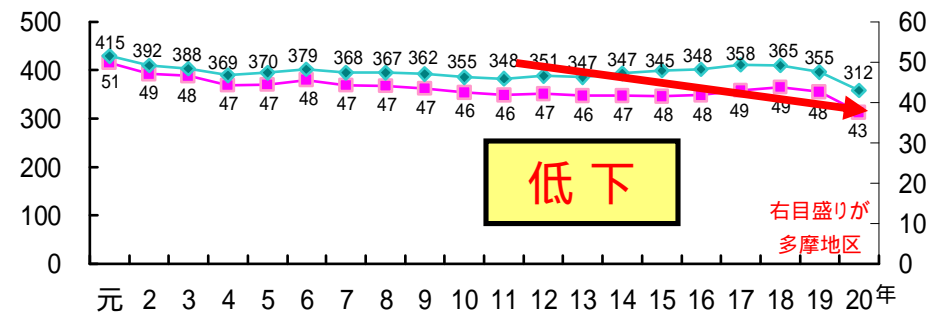
資料:東京運輸支局調べ

# 6. 法人タクシーの輸送実績の推移

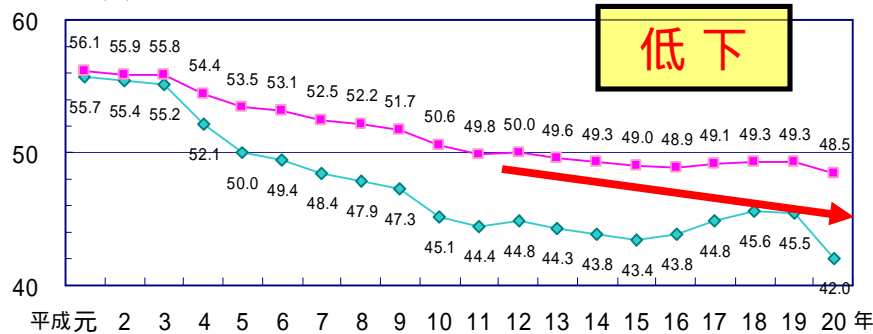
【走行キロ(km) (1日あたり)】



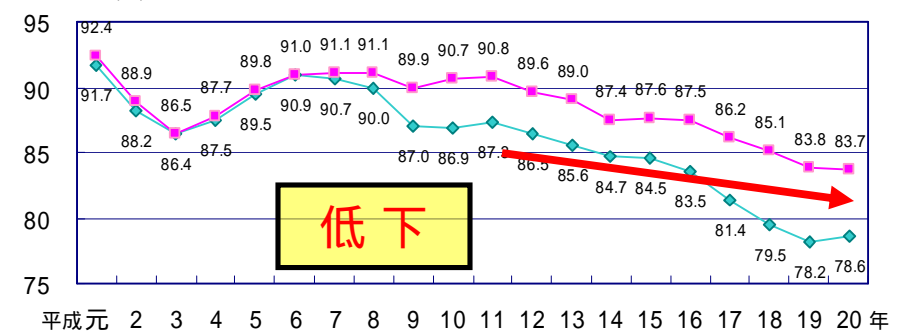
【輸送人員数(百万人)】



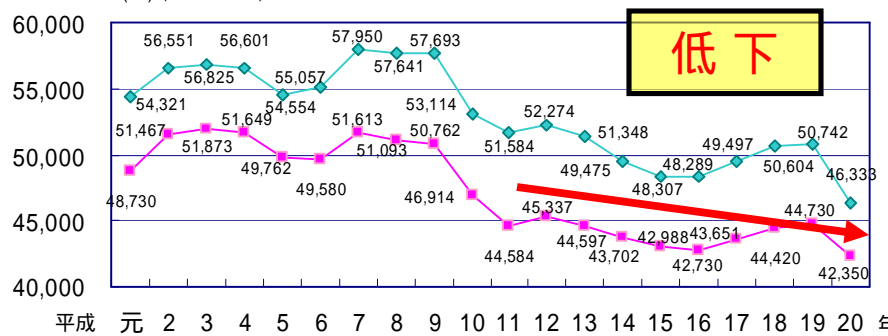
【実車率(%)】



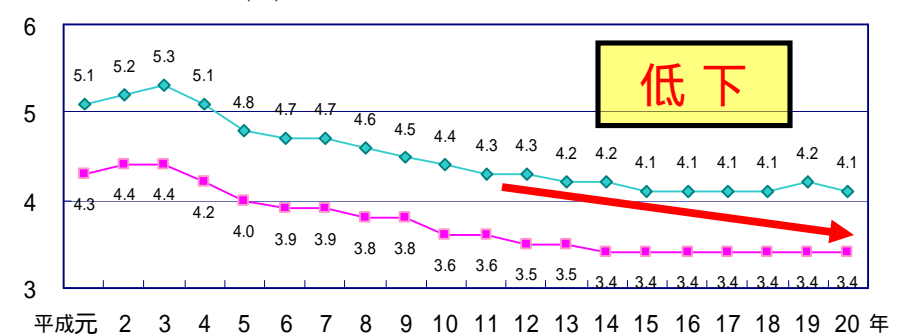
【実働率(%)】



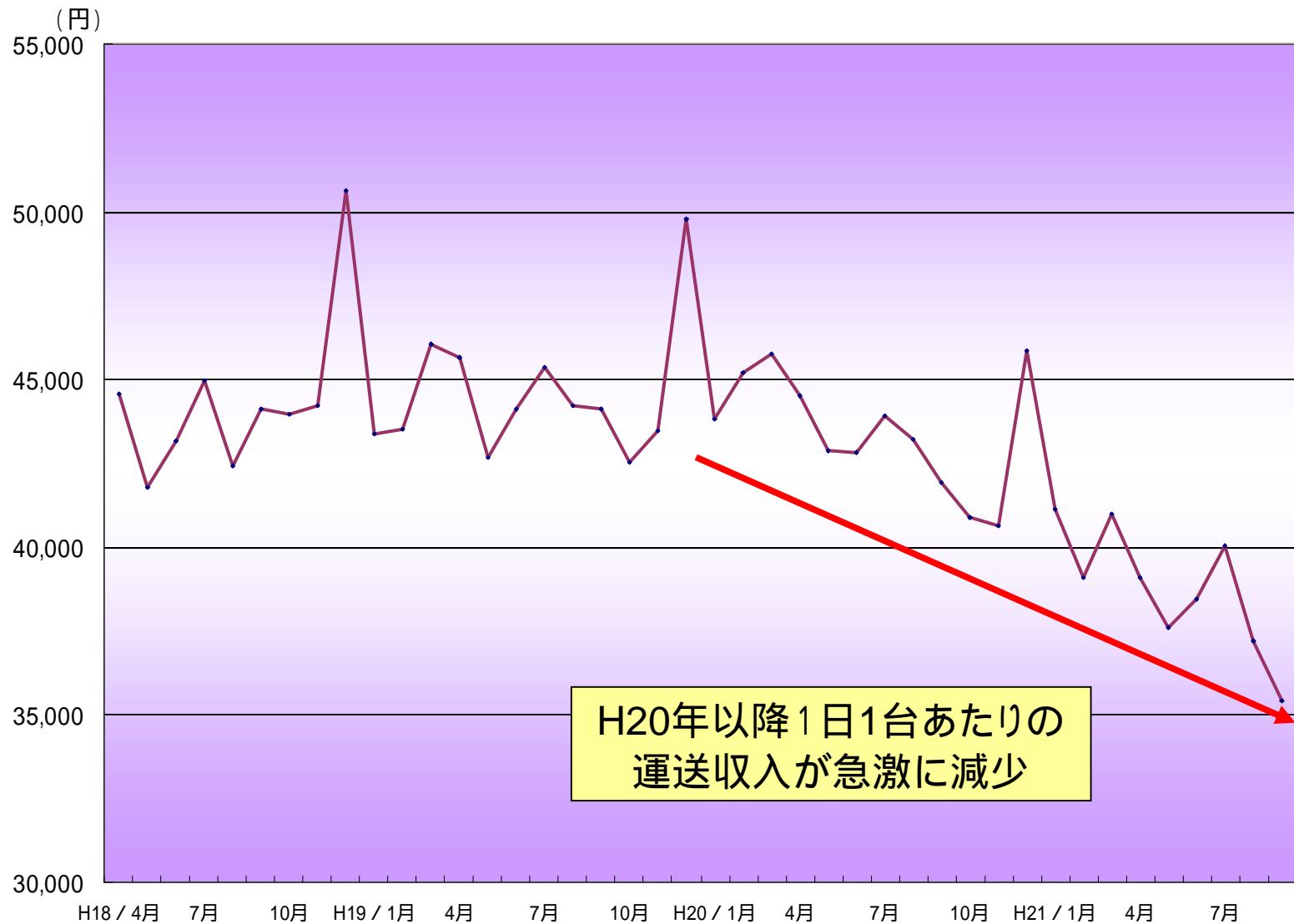
【運送収入(円) (1日あたり)】



【1回あたり利用キロ(km)】

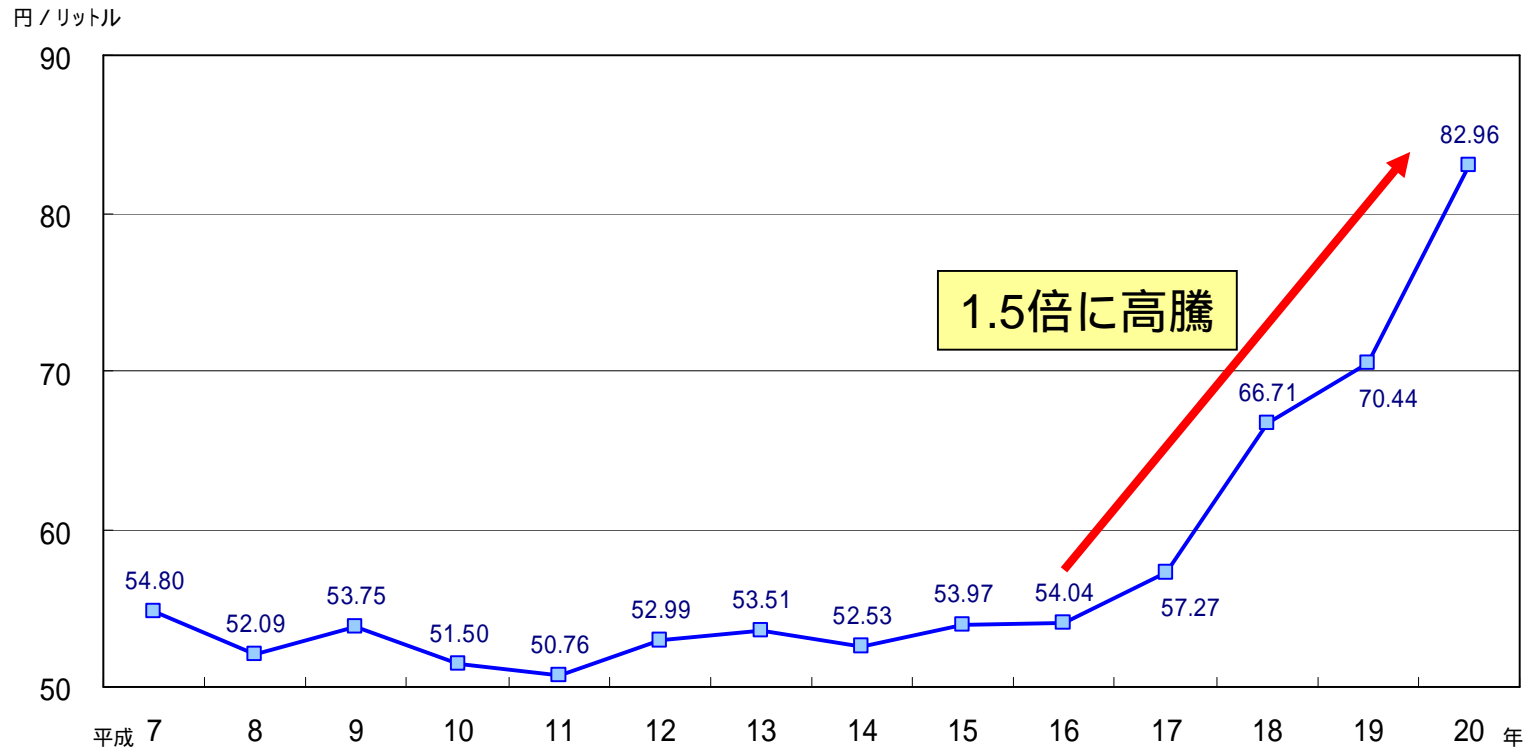


## 7. 東京多摩地区 1日1台当たりの運送収入の推移



資料: 東旅協調べ

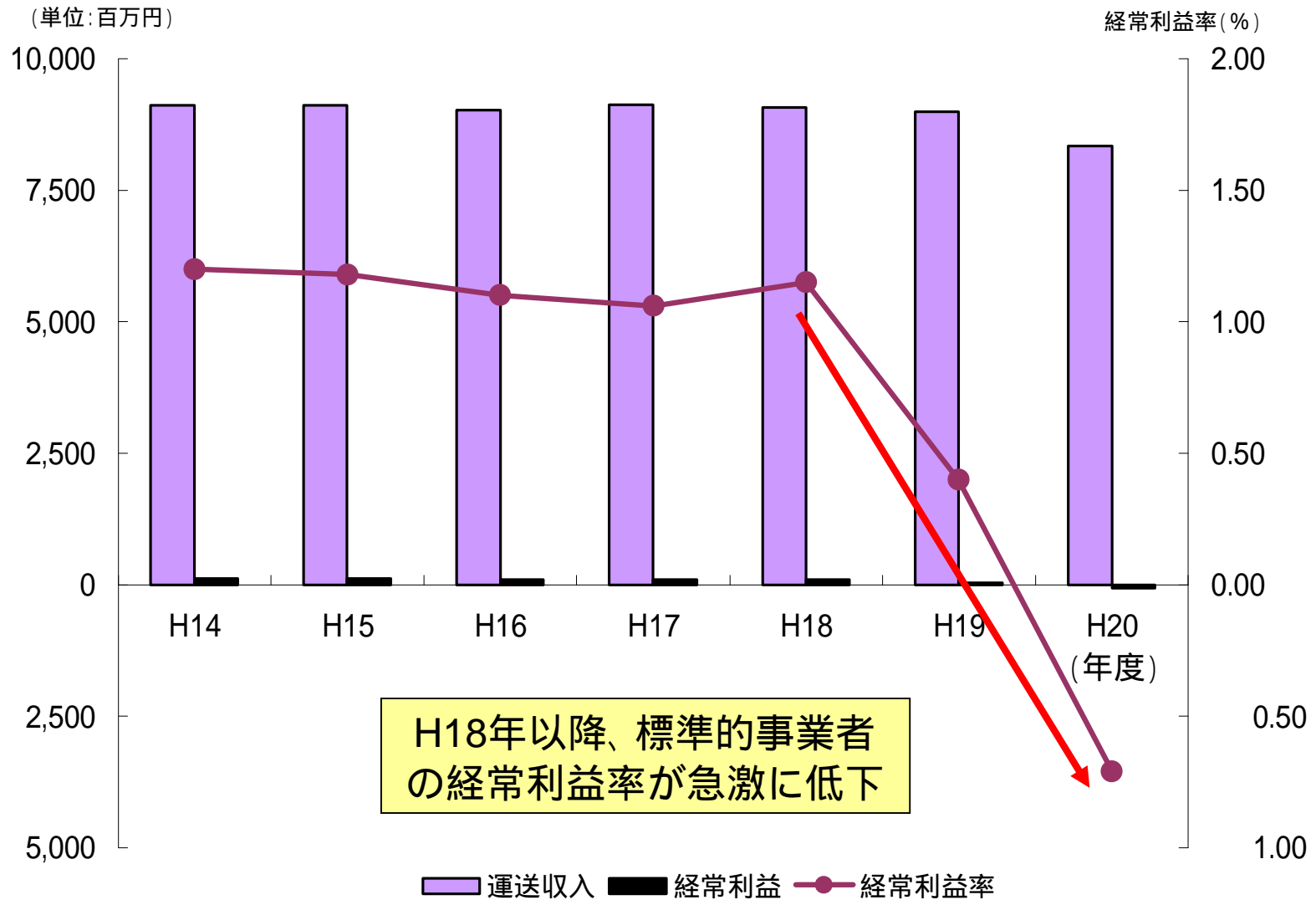
## 8. LPG価格の推移



年別	昭和54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
円/リットル	53.32	74.51	66.98	70.18	68.82	70.44	69.18	57.40	49.50	48.55
年別	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
円/リットル	47.80	52.04	55.28	54.75	54.19	53.99	54.80	52.09	53.75	51.50
年別	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
円/リットル	50.76	52.99	53.51	52.53	53.97	54.04	57.27	66.71	70.44	82.96

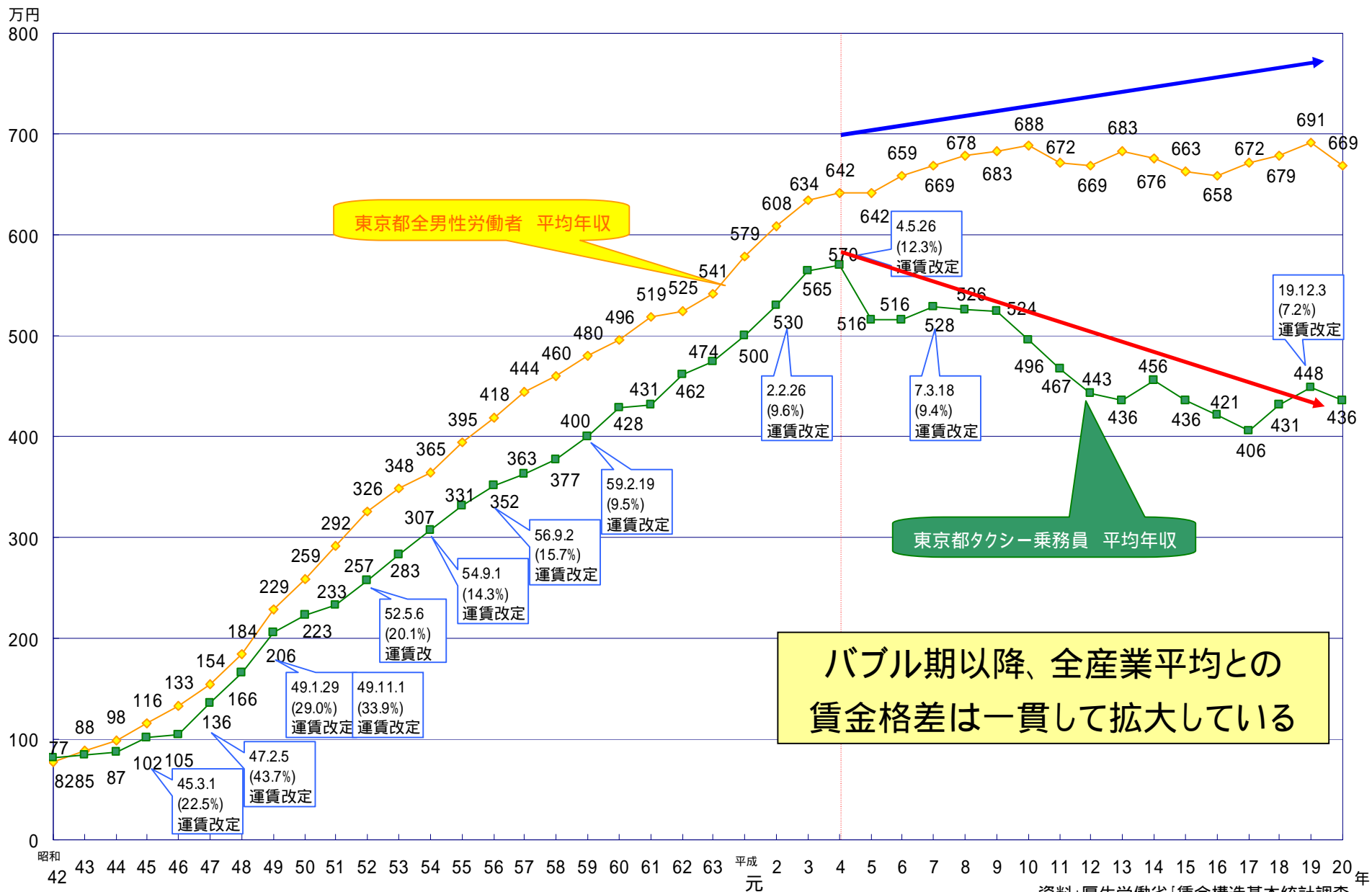
資料:資源エネルギー庁調べ

## 9. 東京多摩地区 標準的事業者15社 運送収入と経常利益の推移



資料: 東旅協調べ

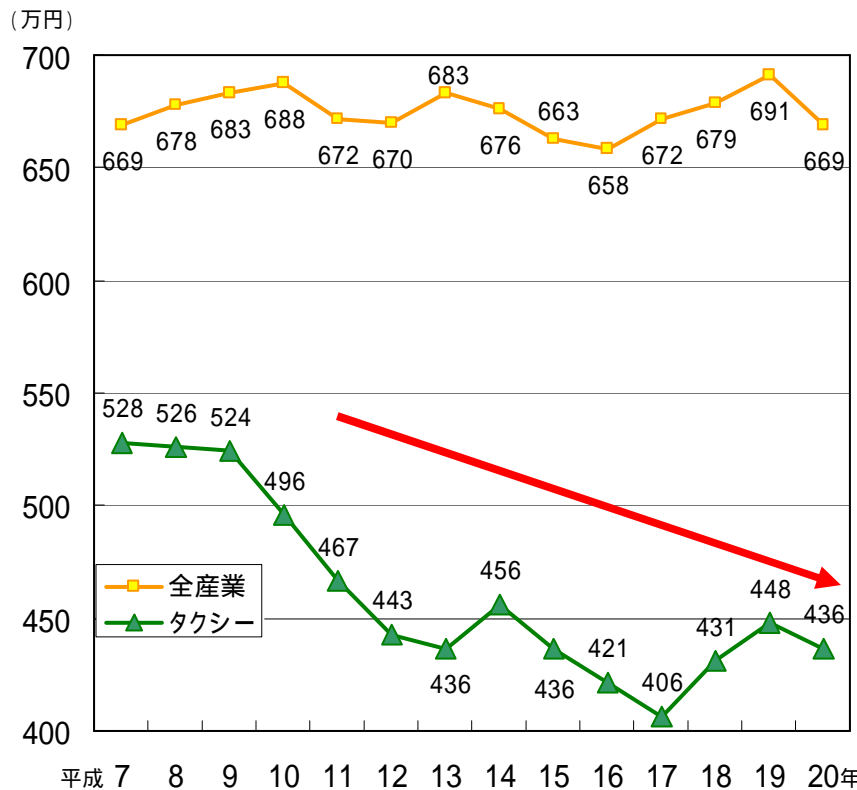
# 10. 東京都 タクシー運転者と全産業労働者における年間所得の比較(男性)



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

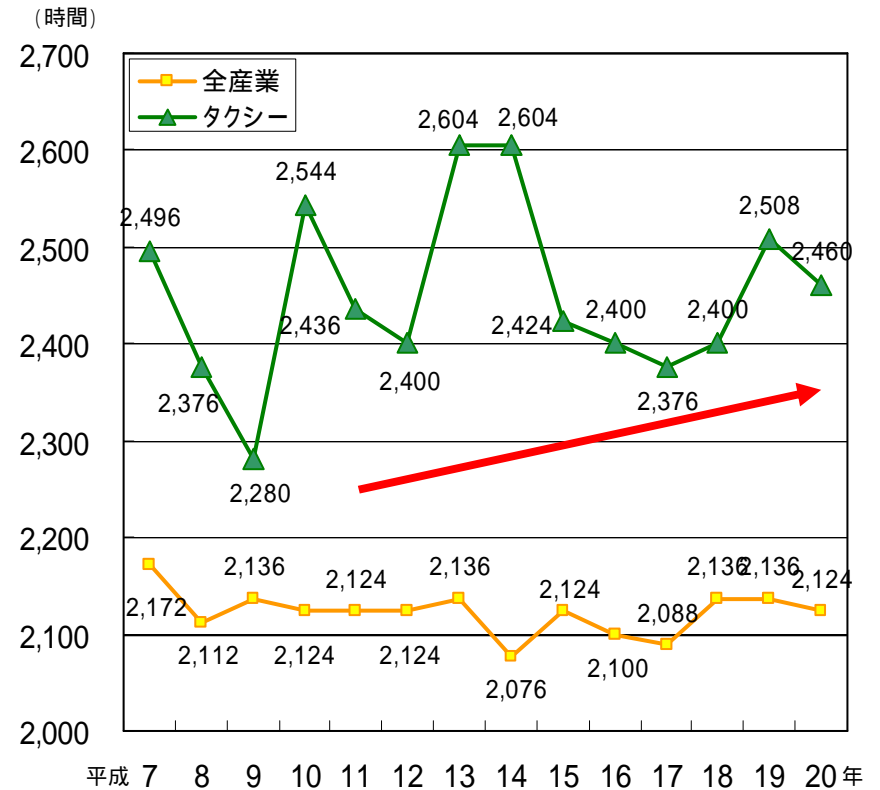
# 11. 東京のタクシー運転者と全産業男子労働者の年間賃金・労働時間の推移

東京のタクシー運転者の年間賃金の推移



労働賃金が全産業よりも低水準であるが、さらに悪化傾向にあり、他産業との格差が拡大している。

東京のタクシー運転者の年間労働の推移



労働時間は全産業平均を大きく上回っており、さらに長時間化の傾向も見られる。

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」



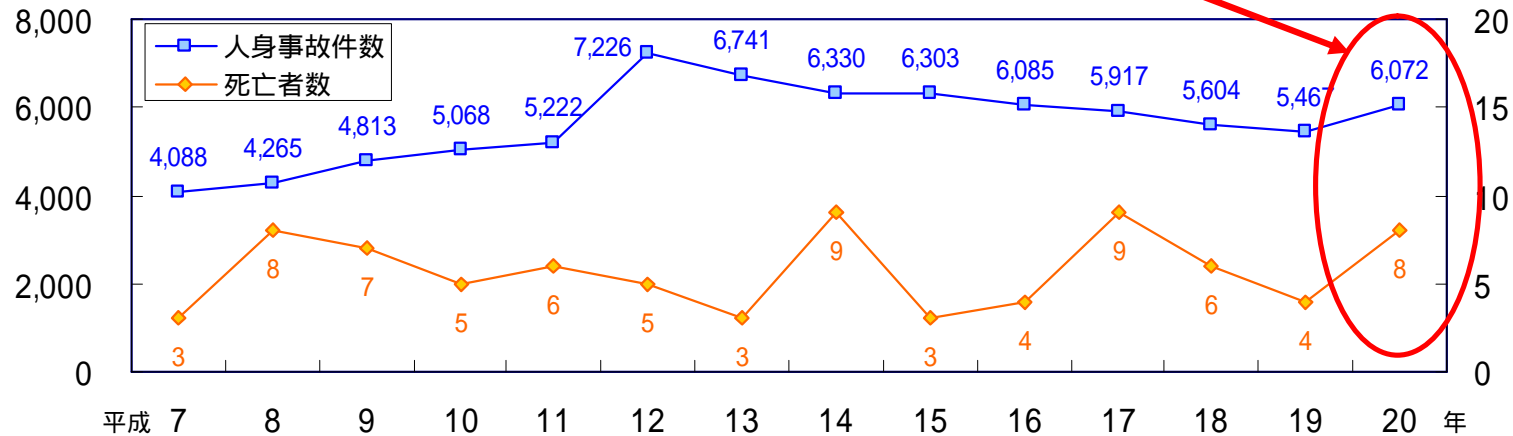
## 12. 東京の人身事故発生件数の推移

ハイヤー・タクシー

人身事故件数 / 千人

H20年の事故発生件数は増加している

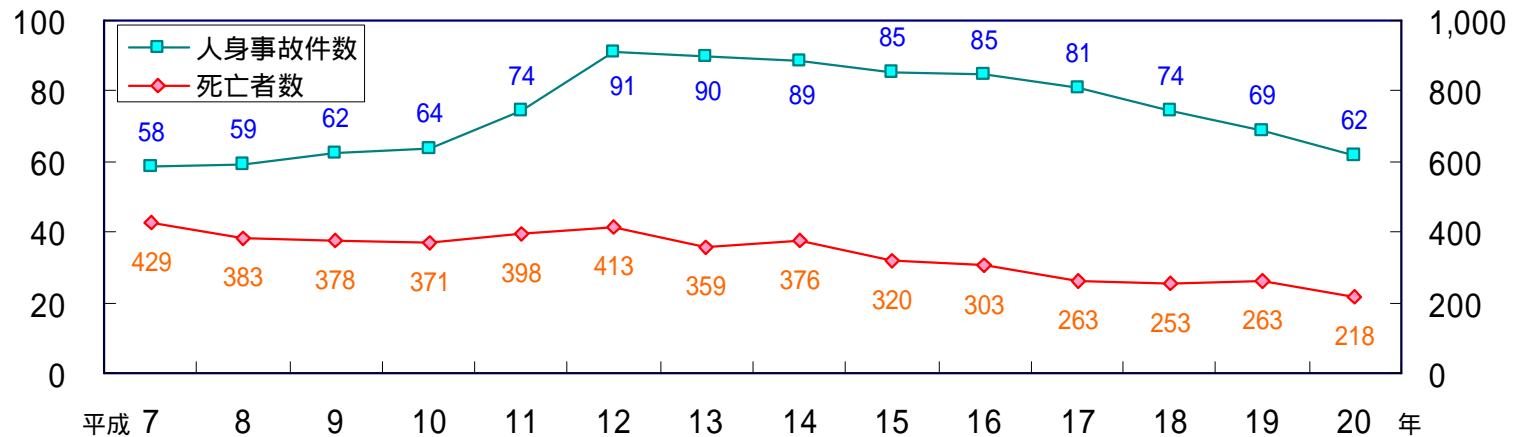
死亡者数 / 人



全自動車

人身事故件数 / 千人

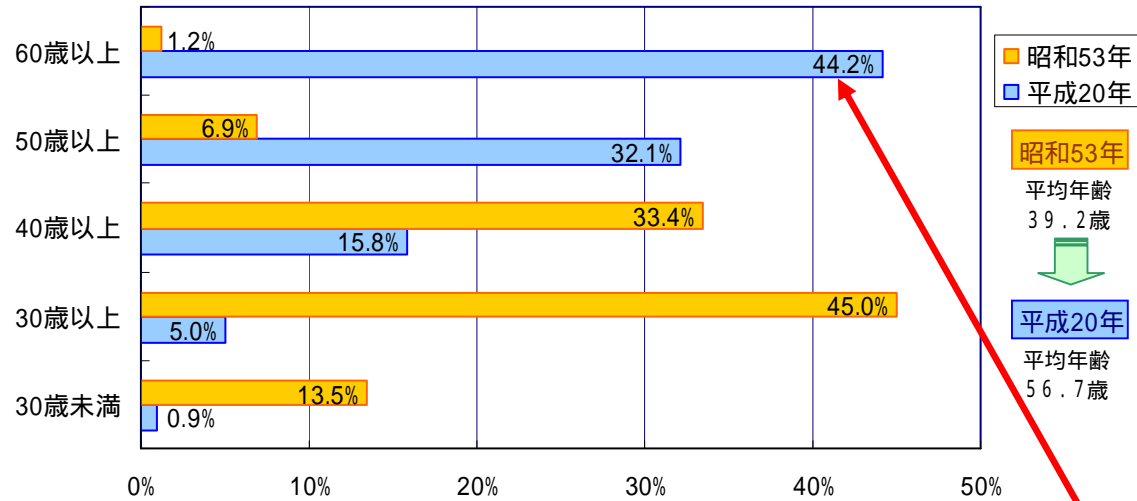
死亡者数 / 人



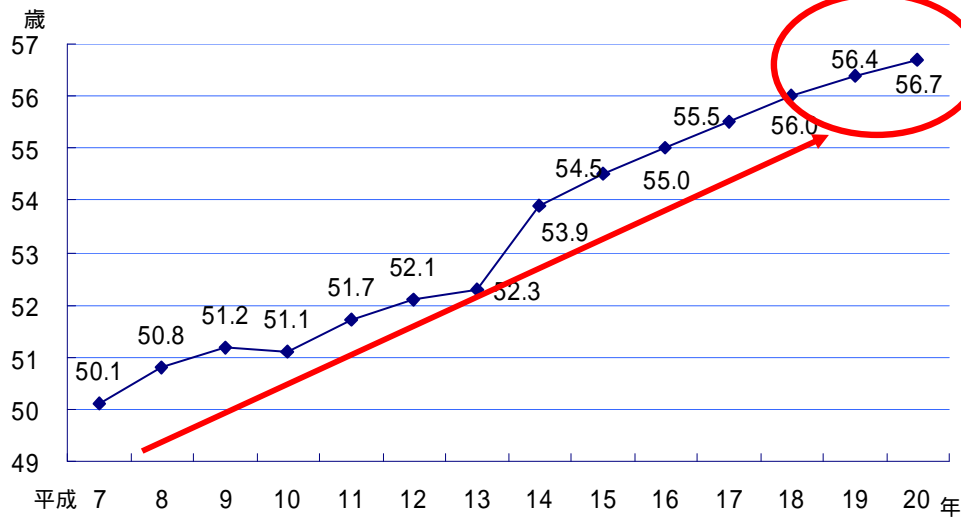
警視庁調べ

# 13. タクシー運転者の年齢構成・平均年齢の推移

乗務員の年齢別構成比の比較



法人タクシー乗務員平均年齢の推移

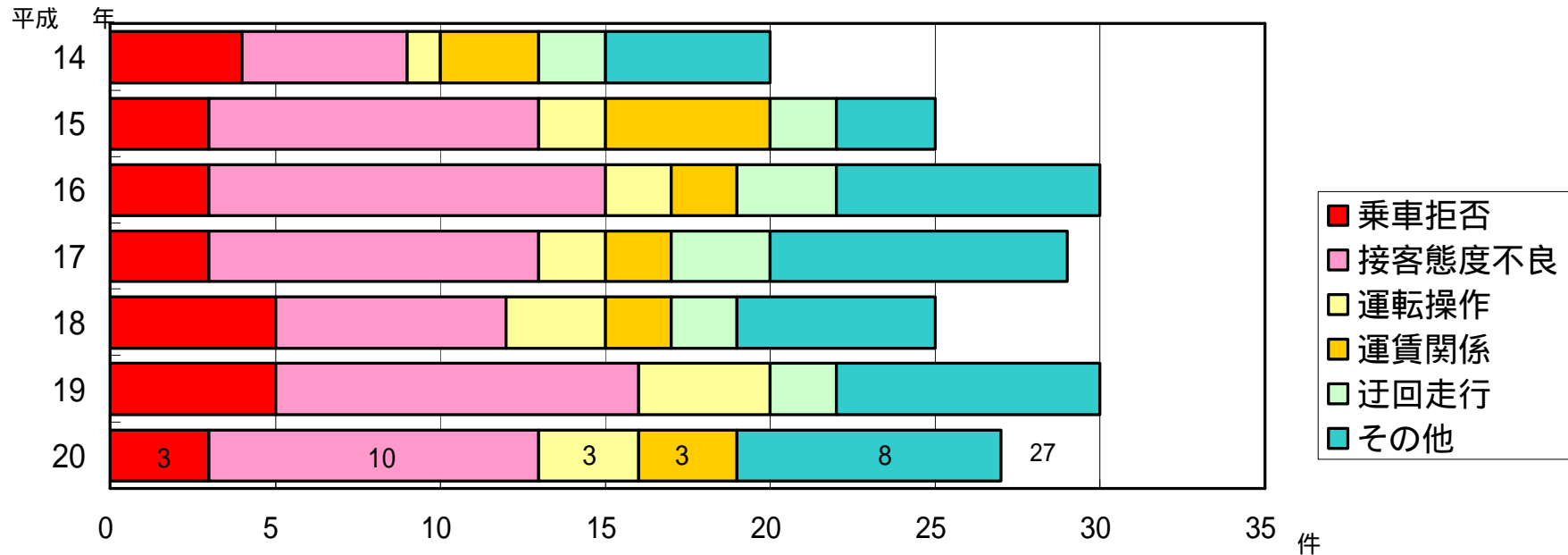


ドライバーの高齢化が進展

データは特別・武三地区のものであるが、三多摩地区も基本的に同様の傾向にある。

東京タクシーセンター調べ

## 14. 多摩地区の苦情件数の推移



東京運輸支局調べ

乗客からの苦情件数については、「その他」を除けば概ね横ばいとなっている

「その他」に含まれる内容は「交通マナー違反(乗客以外からの指摘)」「駐車違反」など。

・東京のタクシー業界の  
経営効率化・合理化への取組

# 1. 効率化・合理化への取組 無線配車の効率化、無線デジタル化の推進

GPSを利用した配車システムや、無線のデジタル化などにより無線配車の効率化を進め、平均配車受付時間の短縮(約60%)や顧客情報の文字送信など、きめ細かなサービスを提供している。



無線配車の事務局



無線配車の車載側の端末



無線配車の事務局側の端末画面

## デジタル無線の普及状況(多摩地区)

	車両台数(台)	デジタル車両台数(台)	導入割合
平成15年度	3,499	0	0.0%
平成16年度	3,528	175	5.0%
平成17年度	3,603	222	6.2%
平成18年度	3,586	808	22.5%
平成19年度	3,585	1,013	28.3%
平成20年度	3,530	1,643	46.5%
平成21年度	3,416	1,750	51.2%

関東自動車無線協会調べ

## 安全管理の徹底

ドライブレコーダーなどの導入により、映像に基づいて的確且つ迅速な教育指導を実施するなど、運行管理の充実・強化を図ることが可能となった。事故後の対応の映像により客観的な解決が図られるとともに、安全教育等にも活用されている。



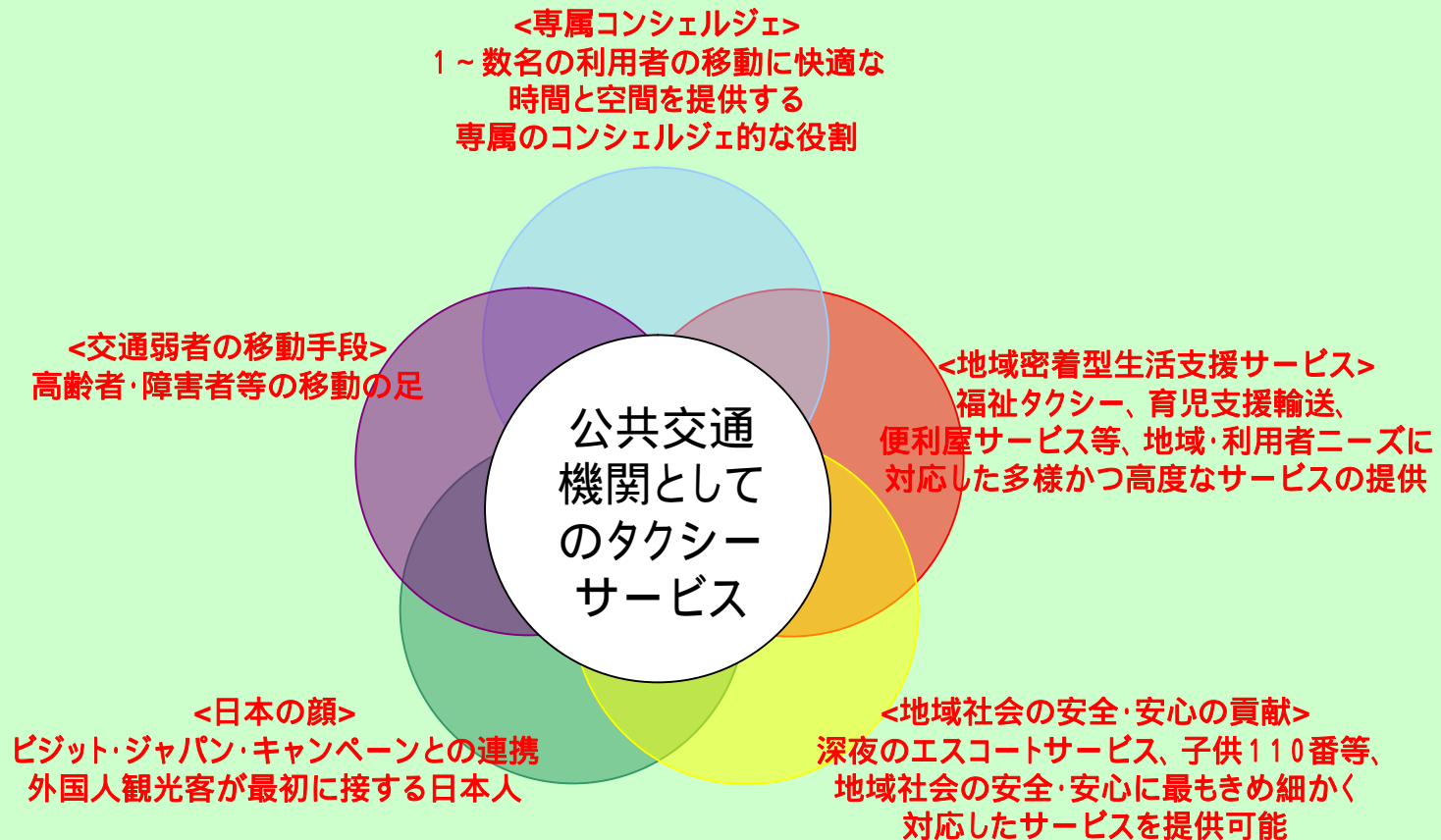
ドライブレコーダーの画像

ドライブレコーダーの導入状況(東旅協加盟事業者)

	事業者数	うち導入事業者	導入率
平成16年度	71	6	8.5%
平成18年度	71	34	47.9%
平成20年度	73	41	56.2%

## 地域社会のための取組

公共交通機関として多様なニーズにきめ細かく対応し、機動性や柔軟性といったタクシーの強みを活かしながら、地域社会に貢献するサービスの提供に向けて取り組んでいる。



## 社会に密着したサービスへの取組

高齢者の通院・外出や地域の通勤・通学の足としてのコミュニティタクシーやワゴンタクシーの運行、地域と路線バスを繋ぐことを目的としたデマンドバスの運行など、地域ごとの実情を鑑みながら地域社会密着型サービスの提供に向けての取り組みを推進している。

### コミュニティタクシー



小平市コミュニティタクシー「ぶるべー号」

### ワゴンタクシー



日野市丘陵地ワゴンタクシー「かわせみ号GO」

### デマンドバス (タクシー車両使用)



檜原村デマンドバス「やまびこ」



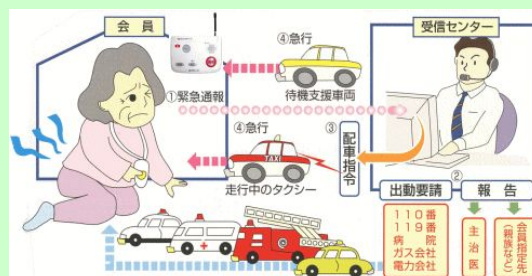
# 社会福祉に向けたサービスへの取組

回転シートを装備した介護タクシーの導入やヘルパー資格の取得など乗務員の介護への訓練、高齢者等の外出を支援するサービスや徘徊等により行方不明となった高齢者等の早期発見を図るための「徘徊SOSネットワーク」への参加、高齢の方を地域の中でささえあい取組や「あんしんネットワーク」への参加等、高齢化を迎える地域社会への貢献に向けた福祉事業への取組を推進している。

## 介護タクシー



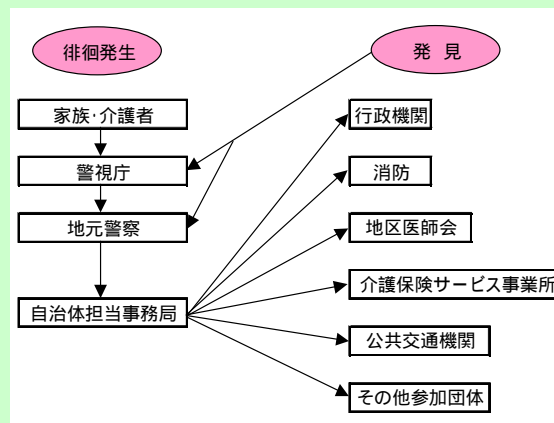
## あんしんネットワーク



## 高齢者のささえあい



## 徘徊SOSネットワーク



## 乗務員の介護訓練



## 高齢者外出支援



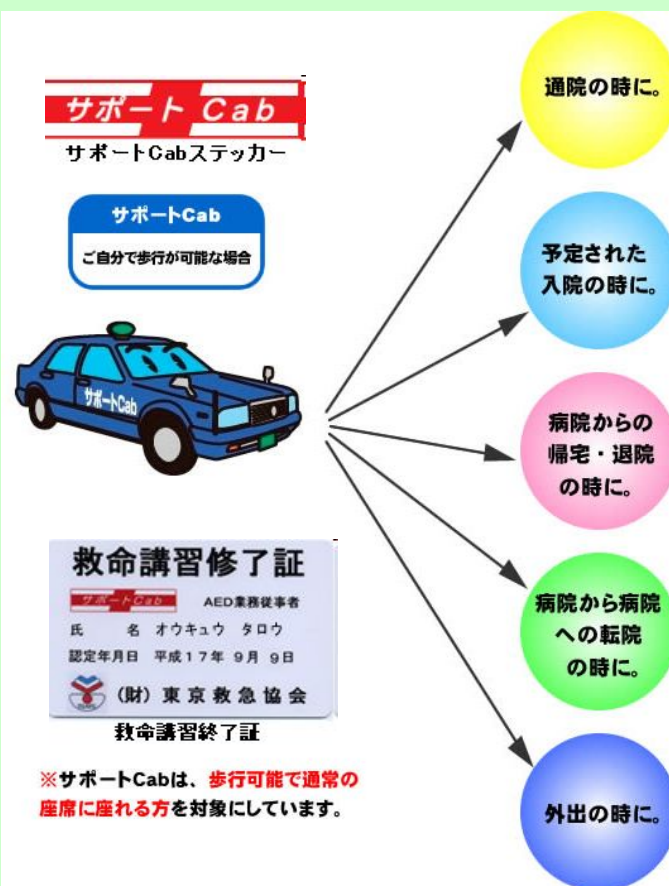
## その他の取組

タクシー事業者や乗務員等による募金活動「タックン愛の基金」や、退院や通院目的でタクシーを利用する方のためタクシー車内に、AED(自動体外式除細動器)を設置、救命手当の技能を持つドライバーが乗務する「サポートCab」の導入などの社会貢献への取組を行っている。

### タックン愛の基金



### サポートcabの仕組み



## 多摩地区のタクシー事業が抱える課題のまとめ

輸送需要の減退により・・・

- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化

車両台数の増加により・・・

- ・車両1台当たり利益率の低下

これらの要因により・・・

- ・過重労働に伴うサービスの質的低下
- ・収益基盤悪化に伴う福祉事業でのサービスの質的低下
- ・収益基盤悪化に伴う地域密着型のサービスの質的低下 等々



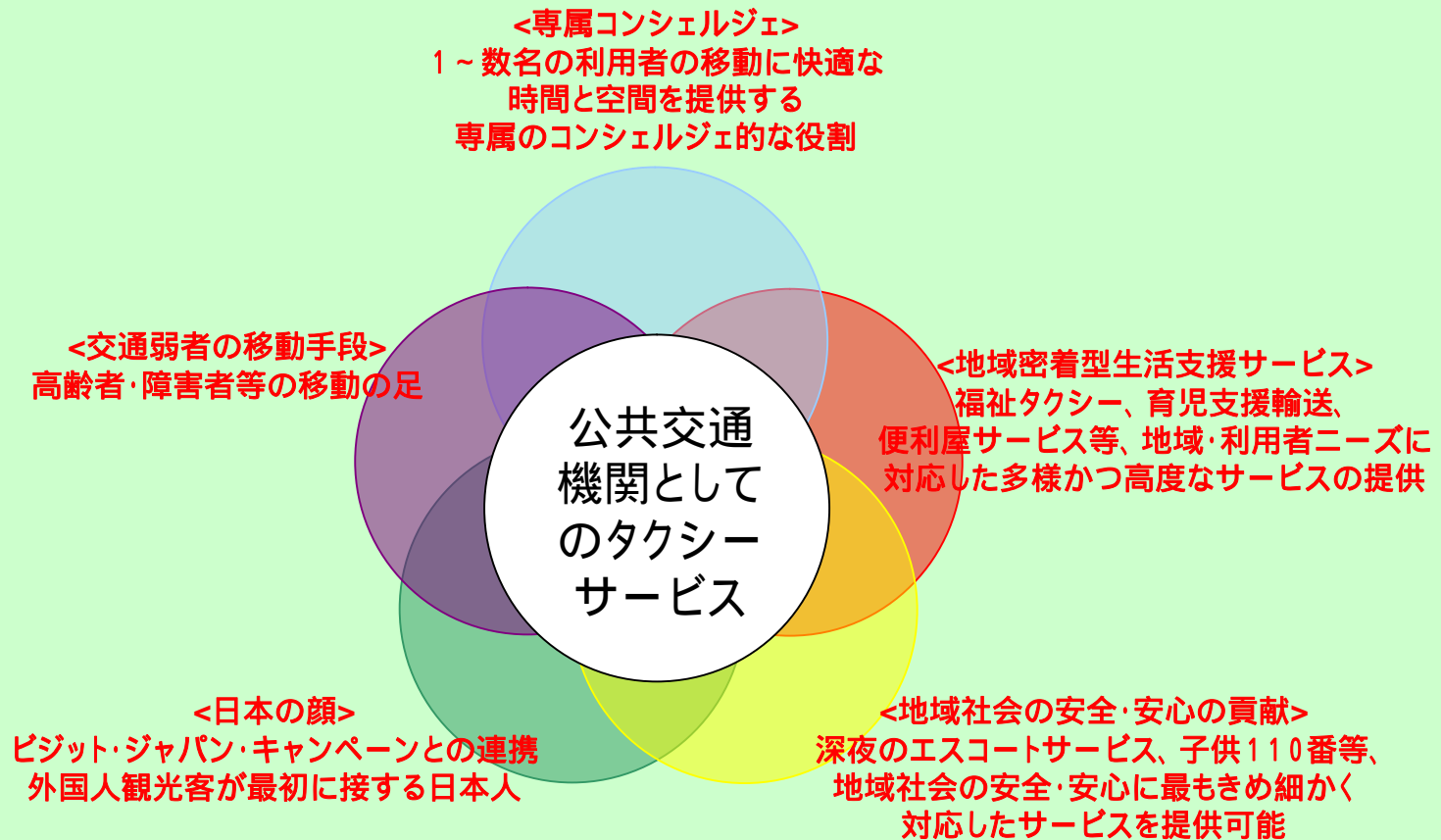
地域に密着した公共交通機関としての機能不全



タクシー事業の適正化及び活性化を推進することにより、  
地域に密着した公共交通としての機能の十分な発揮のため  
必要となる地域計画の作成等を行うために  
**特定地域協議会を設置**

## 地域社会のための取組

公共交通機関として多様なニーズにきめ細かく対応し、機動性や柔軟性といったタクシーの強みを活かしながら、地域社会に貢献するサービスの提供に向けて取り組んでいる。



## 社会に密着したサービスへの取組

高齢者の通院・外出や地域の通勤・通学の足としてのコミュニティタクシーやワゴンタクシーの運行、地域と路線バスを繋ぐことを目的としたデマンドバスの運行など、地域ごとの実情を鑑みながら地域社会密着型サービスの提供に向けての取り組みを推進している。

### コミュニティタクシー



小平市コミュニティタクシー「ぶるべー号」

### ワゴンタクシー



日野市丘陵地ワゴンタクシー「かわせみ号GO」

### デマンドバス (タクシー車両使用)



檜原村デマンドバス「やまびこ」

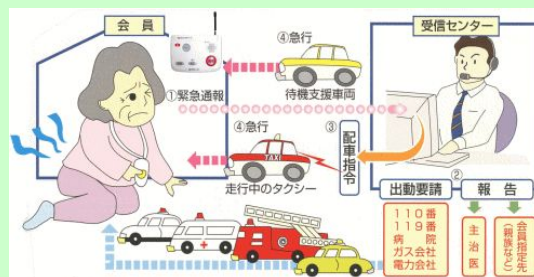
# 社会福祉に向けたサービスへの取組

回転シートを装備した介護タクシーの導入やヘルパー資格の取得など乗務員の介護への訓練、高齢者等の外出を支援するサービスや徘徊等により行方不明となった高齢者等の早期発見を図るための「徘徊SOSネットワーク」への参加、高齢の方を地域の中でささえあい取組や「あんしんネットワーク」への参加等、高齢化を迎える地域社会への貢献に向けた福祉事業への取組を推進している。

## 介護タクシー



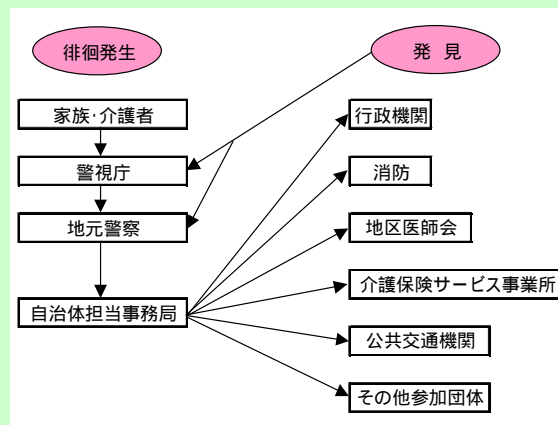
## あんしんネットワーク



## 高齢者のささえあい



## 徘徊SOSネットワーク



## 乗務員の介護訓練



## 高齢者外出支援



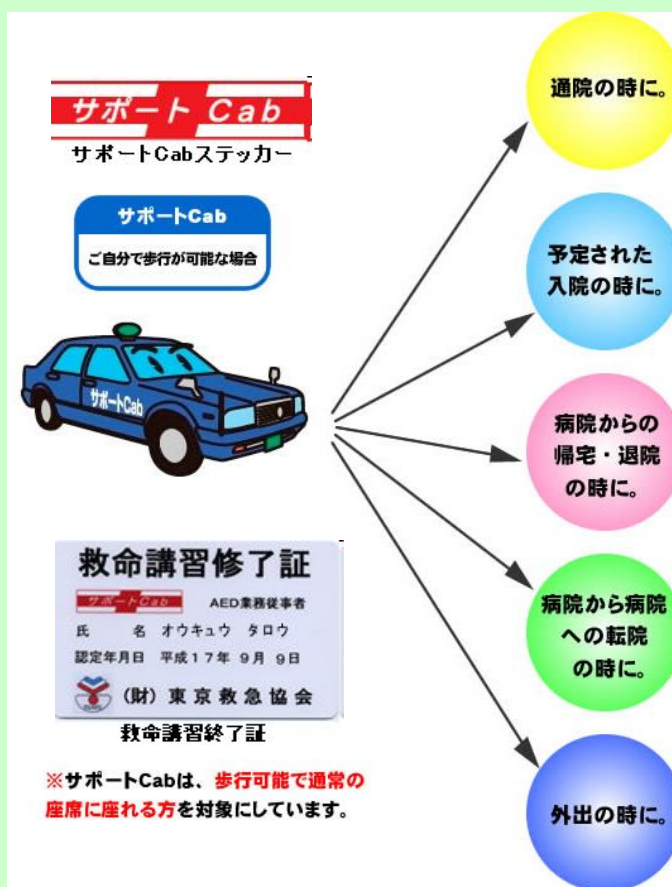
## その他の取組

タクシー事業者や乗務員等による募金活動「タックン愛の基金」や、退院や通院目的でタクシーを利用する方のためタクシー車内に、AED(自動体外式除細動器)を設置、救命手当の技能を持つドライバーが乗務する「サポートCab」の導入などの社会貢献への取組を行っている。

### タックン愛の基金



### サポートcabの仕組み



## 多摩地区のタクシー事業が抱える課題のまとめ

輸送需要の減退により・・・

- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化

車両台数の増加により・・・

- ・車両1台当たり利益率の低下

これらの要因により・・・

- ・過重労働に伴うサービスの質的低下
- ・収益基盤悪化に伴う福祉事業でのサービスの質的低下
- ・収益基盤悪化に伴う地域密着型のサービスの質的低下 等々



地域に密着した公共交通機関としての機能不全



タクシー事業の適正化及び活性化を推進することにより、  
地域に密着した公共交通としての機能の十分な発揮のため  
必要となる地域計画の作成等を行うために  
**特定地域協議会を設置**



## 適正と考えられる車両数の算定について（北多摩交通圏）

### 需要量の算定

次式により推定。

#### 需要量

= 平成 20 年度の総実車キロ × 20 年度の総実車キロの対前年度比

### 適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

#### 適正と考えられる車両数

= 需要量 ÷ ( 過去 5 年間の平均総走行キロ × 平成 13 年度の実車率 ÷ 過去 5 年間の平均延実働車両数 )  
÷ 365 ÷ 実働率 ( )

実働率については、「90%」、「平成13年度実績値(87%)」及び「80%」を適用してそれぞれ算出

実働率「90%」を適用した場合・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>算定結果 約 1,550 両</u>
実働率「平成13年度実績値(87%)」を適用した場合・・	<u>算定結果 約 1,600 両</u>
実働率「80%」を適用した場合・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>算定結果 約 1,750 両</u>

### 参 考

平成 20 年 7 月 11 日現在の車両数 2,015 両

平成 21 年 9 月 30 日現在の車両数 1,908 両

## 適正と考えられる車両数の算定について（南多摩交通圏）

### 需要量の算定

次式により推定。

#### 需要量

= 平成 20 年度の総実車キロ × 20 年度の総実車キロの対前年度比

### 適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

#### 適正と考えられる車両数

= 需要量 ÷ ( 過去 5 年間の平均総走行キロ × 平成 13 年度の実車率 ÷ 過去 5 年間の平均延実働車両数 )  
÷ 365 ÷ 実働率 ( )

実働率については、「90%」、「平成13年度実績値(92%)」及び「80%」を適用してそれぞれ算出

実働率「90%」を適用した場合	算定結果	約 1,100 両
実働率「平成13年度実績値(92%)」を適用した場合	算定結果	約 1,100 両
実働率「80%」を適用した場合	算定結果	約 1,250 両

### 参 考

平成 20 年 7 月 11 日現在の車両数 1,341 両

平成 21 年 9 月 30 日現在の車両数 1,278 両

## 適正と考えられる車両数の算定について（西多摩交通圏）

### 需要量の算定

次式により推定。

#### 需要量

= 平成 20 年度の総実車キロ × 20 年度の総実車キロの対前年度比

### 適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

#### 適正と考えられる車両数

= 需要量 ÷ ( 過去 5 年間の平均総走行キロ × 平成 13 年度の実車率 ÷ 過去 5 年間の平均延実働車両数 )  
 ÷ 365 ÷ 実働率 ( )

実働率については、「90%」、「平成13年度実績値(89%)」及び「80%」を適用してそれぞれ算出

実働率「90%」を適用した場合	算定結果 約 180 両
実働率「平成13年度実績値(89%)」を適用した場合	算定結果 約 180 両
実働率「80%」を適用した場合	算定結果 約 200 両

### 参 考

平成 20 年 7 月 11 日現在の車両数	239 両
平成 21 年 9 月 30 日現在の車両数	230 両